

○平成十五年農林水産省告示第千七百八十四号（農薬取締法第十四条第三項の規定に基づくマレイン酸ヒドラジドに含まれるヒドラジンの含有量の検査方法）

（平成十五年農林水産省告示第千七百八十四号）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十四条第三項の規定に基づき、マレイン酸ヒドラジドに含まれるヒドラジンの含有量の検査方法を次のように定める。

マレイン酸ヒドラジド中に含まれるヒドラジンの検査方法は、マレイン酸ヒドラジドに有機試薬を加えてヒドラジンと反応させ、生成した化合物を高分離能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いて測定し、ヒドラジンの濃度（マレイン酸ヒドラジドの有効成分の量に占めるヒドラジンの量の割合をいう。）が一マイクログラム毎グラム未満であるかどうかを判定することとする。